

食安輸発0322第1号
平成24年3月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成24年3月21日付け食安輸発0321第1号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入者による自主検査の結果、オーストラリア産りんごジュースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（輸出者（製造者）の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成24年3月22日	オーストラリア	りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁	パツリン	KNISPEL BROS PTY LTD